

産業廃棄物の自社保管に関する届出について

排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管(保管の用に供される場所の面積が300m²以上の場所で行うものに限る。)を行おうとするときは、原則としてあらかじめ福山市長に届け出なければなりません。

※1 保管届出場所における産業廃棄物の保管については、産業廃棄物処理基準が適用されます。

※2 届け出た事項を変更しようとするときは、事前に届け出なければなりません。また、保管をやめたときは、30日以内に届け出なければなりません。

※施行日(2011年(平成23年)4月1日)時点で行われている保管については、6月30日までに福山市長に届け出なければなりません。